

水銀管理に係る法的拘束力のある文書の制定等に向けた最近の動向

平成 22 年 3 月 5 日
環境省環境保健部
環境安全課

1. 経緯

- 国連環境計画(UNEP)では、2001 年より地球規模の水銀汚染に係る活動を開始し、2002 年には人への影響や汚染実態をまとめた報告書を公表(水銀アセスメント)。
- 2007 年の第 24 回 UNEP 管理理事会では、水銀対策のための条約制定の可能性も含め、対策強化の選択肢を検討するための作業グループの設置等の決議を採択。
- この決議を受けて、2007 年及び 2008 年に作業グループが開催され、水銀対策強化に関し、「自主的取組の強化」、「法的拘束力のある文書の策定」について議論し、対策内容等について共通の要素がまとめられた。
- 2009 年 2 月に開催された第 25 回 UNEP 管理理事会において、2013 年までに水銀に関する法的拘束力のある文書を制定すること及びそのための政府間交渉委員会(以下、「INC」という。)を設置することを合意。

2. 政府間交渉委員会(INC)

(1) 検討事項(第25回UNEP管理理事会決定より抄訳)

- (a) 条約の目的の明確化
- (b) 水銀供給の削減と環境上適正な保管能力の強化
- (c) 製品及び工程中の水銀需要の削減
- (d) 水銀の国際貿易の削減
- (e) 水銀の大気放出の削減
- (f) 水銀含有廃棄物及び汚染サイト回復に関する取組
- (g) 意識啓発と科学的情報交換を通じた知識の増大
- (h) 途上国のキャパシティビルディング及び技術・資金支援
- (i) 遵守への取組

(2) 開催予定

2010 年 6 月 7-11 日 第 1 回 INC(スウェーデン・ストックホルム)

(INC は、2013 年初頭までに計 5 回開催の予定)

2013 年 2 月 第 27 回 UNEP 管理理事会に検討結果を報告

3. INCにおける我が国の貢献

- 平成 22 年度に INC をホストするための来年度予算を環境省において要求中。
- INC プロセスにおいては、早水輝好環境安全課長がアジア太平洋地域コーディネータを務める。

4. UNEP 世界水銀パートナーシップ

(1)経緯

- 2005 年に開催された UNEP 第 23 回管理理事会において、水銀による人の健康及び環境に対するリスクを低減させるためのアプローチの一つとして、政府及びその他の利害関係者間での水銀パートナーシップ（各国の産官学で、石炭燃焼等水銀の環境放出がある分野での技術協力等を進める自主的プログラム）を呼びかけ。
- この決議を受けて、2005 年以降、1)石炭燃焼における水銀管理、2)塩素アルカリ分野における水銀削減、3)製品中の水銀削減、4)人力・小規模金採掘における水銀管理、5)水銀の大気中移動・運命研究、6)廃棄物管理、7)水銀供給及び保管の各分野に係るパートナーシップが開始されている。
- 2009 年 2 月の第 25 回 UNEP 管理理事会において水銀に関する法的拘束力のある文書の制定に向けた政府間交渉の開始が合意されたが、現在実施されているパートナーシップ活動についても引き続き実施することが決定された。

(2)水銀パートナーシップの全体目標

世界的かつ人為的な大気・水・土壌への水銀排出を最小化し、可能な場合は廃絶することにより、人の健康及び環境を保護すること。

(3)我が国の貢献

- 廃棄物管理分野(2010 年 2 月現在、27 の国又は国際機関・NGO 等が参加)のリード国として、水銀含有廃棄物の適正管理のための指針(BAT/BEP ガイダンス文書)作成等を主導。平成 22 年 3 月 9 日及び 10 日に東京にて、第 2 回廃棄物管理分野会合を開催予定。
- 廃棄物管理に係る取組は、製品中の水銀削減や余剰水銀の長期保管の取組と密接に関連することから、これらに関するパートナーシップ分野との連携を進めている。
- 水銀の大気中移動、運命研究分野においては、我が国のモニタリング結果の提供及びモデルの紹介等を行っている。